

# 法律関係

<b>テーマ</b>	<b>カルテルに対する刑事規制</b>	<b>講師 雨宮 敬博</b>
<b>内容</b>	<p>カルテルは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(いわゆる独占禁止法)の禁止する不当な取引制限であり、公正取引委員会による行政的措置の対象になるほか、検事総長への告発がなされた場合には、犯罪として刑罰の対象にもなります。しかし、日本ではカルテルが横行しているといわれているにもかかわらず、実際にこれに対して独占禁止法の刑罰規定が適用されたケースはほとんどありませんでした。ところが、1990年代以降、状況は明らかに変わり、不当な取引制限の罪として処罰の対象となるケースが続くようになってきています。そのような状況になった背景を探るとともに、今後の展望について一緒に考えてみましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>教育と法 ～ 教育法制の現在</b>	<b>講師 池上 和文</b>
<b>内容</b>	<p>我が国の公教育は、どのような仕組みのもとに行われているのでしょうか。憲法26条をはじめとして、教育については憲法にもいくつかの直接的な規定がありますが、何といても教育の憲法といわれるのは教育基本法です。</p> <p>教育基本法第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されています。</p> <p>この「教育の目的」を達成するために、学校教育法以下、数多くの教育に関する法規が制定されています。この事実が物語るように、法治国家である我が国の教育政策は、すべて法令を基に実施されているのです、これを教育法制といいます。憲法から学習指導要領まで、現在の「教育と法」の関係について概観してみましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>教育における不易と流行</b>	<b>講師 池上 和文</b>
<b>内容</b>	<p>「不易と流行」とは、江戸時代の俳人松尾芭蕉が俳諧(俳句)の基本理念として説いたものです。ある辞書によれば、&lt;「不易」は永久不変の芸術の姿であり、「流行」は「不易」をもとめて進展し流動する芸術の側面をいう。芭蕉はこの両者が一句の中に統一されていることを理想とした&gt;と解説されています(旺文社国語辞典)。</p> <p>生命の尊重や人権が声高に叫ばれる一方で、なぜいとも簡単に人の命が奪われる現実が生じるのでしょうか。人心の荒廃と教育はどう向き合えばよいのでしょうか。</p> <p>現在、教育の世界においても「改革」が盛んに行われています。しかし、「改革」=「改善」なのでしょうか。教育における不易と流行とは、芭蕉が説くように、その指導理念において統一されていると言えるのでしょうか。様々な困難が錯綜する現在の教育界に焦点を当て、教育における不易と流行について考えてみましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>地方創生と宮崎の可能性</b>	<b>講師 池上 和文</b>
<b>内容</b>	<p>政府(安倍内閣)の提唱する「地方創生」を宮崎県に当て嵌めて考えると、宮崎県の資源や人材を活用して宮崎県の活性化を図り、私たちのこの宮崎県をより豊かで住みよい「郷土」として再生させること、と捉えることができるでしょう。</p> <p>そこで、具体的なデータ(資料・情報)を通して本県の実態を知り、それをベースにして、「地方創生」のための本県の可能性について具体的に考えてみましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>日本における死刑について</b>	<b>講師 大久保 哲</b>
<b>内容</b>	<p>ヨーロッパの EU は、死刑を廃止していなければ加入できません。その他、世界の国々の多くで、死刑は廃止されています。ところが、日本では、絞首刑(首を吊るして殺す)が死刑として残っています。日本は死刑を残している世界でも少数派の国です。では、なぜ死刑は必要なのでしょう。死刑を廃止した国では、凶悪犯罪が増えていないのでしょうか。こういった問題に、死刑廃止の観点から考えていきます。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>裁判員裁判について</b>	<b>講師 大久保 哲</b>
<b>内容</b>	<p>裁判員裁判とは、人の命にかかわるような重大事件を主に、一般市民6人と裁判官3人が共同して裁判にあたる裁判のことです。死刑判決を出すこともあります。裁判官が3人もいるのに、なぜ一般市民が6人も参加して裁判に当たるのでしょうか。一般人に死刑の判断ができるのでしょうか。制度が始まって10年近くなる裁判員裁判を詳しく紹介します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>地方自治論(地方創生)</b>	<b>講師 甲斐 睦教</b>
<b>内容</b>	<p>地方自治体が取り組む地方振興政策や村おこしについて具体的な事例を交えて説明します。</p> <p>例えば、昭和40年代に「ハネムーンのメッカ」と言われた宮崎県の観光の推移、新燃岳火山噴火などの危機管理と防災、宮崎県で開催されたサミット開催誘致活動などです。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>日英同盟と小村寿太郎侯</b>	<b>講師 甲斐 睦教</b>
<b>内容</b>	<p>小村寿太郎侯は日南市飫肥出身の偉大な外交官です。生涯に亘り国家のために大きな実績を残しましたが日英同盟もその一つです。</p> <p>日英同盟の成立過程を通して見える小村寿太郎侯の外交手腕や日英同盟が成立するに至った両国の同盟決断の経緯を説明します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>政治って何？ —政治学入門—</b>	<b>講師 福島都茂子</b>
<b>内容</b>	<p>選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、高校生でも18歳になれば投票できるようになりました。政治参加資格は与えられても、実際の選挙で「誰に投票すればいいのか分からない」と思う人も多いでしょう。選挙や投票について、あるいはもっと広く民主主義について考えてみましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>フランスの家族政策</b>	<b>講師 福島都茂子</b>
<b>内容</b>	<p>日本では少子高齢化が問題となっていますが、フランスでは近年ベビーブームと言われるほど高出生率が続いています。その理由としてよく挙げられるのが、充実した家族政策(少子化対策)です。フランスの家族政策は長い歴史を持っています。フランスの政策を知ることで、日本へのヒントが得られるかもしれません。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>毎日の生活が法律につながっている！</b>	<b>講師 宮田 浩史</b>
<b>内容</b>	<p>中学・高校では、公民分野で「憲法」や「民法」が出てきますね。現実の社会では、教科書だけでなく、生活のあらゆるところで法律が関わっています。私たちの生活の中でどのように法律が関係しているのか、普段の生活をたどりながら考えてみましょう。きっと、普段の生活が違って見えるようになる！</p>	

<b>テーマ</b>	<b>法律を学ぶとこの後の人生が変わるかも！？</b>	<b>講師 宮田 浩史</b>
<b>内容</b>	みなさんは、成人したあと、大人として様々なことを自分の責任で処理していかないといけなくなります。例えば、仕事やアルバイトでひどいことを言われたり、交通事故を起こして相手とトラブルになったりしたらどうしますか？ただ闇雲に自分の言い分ばかりを主張しては、かえって悪い結果になるかもしれません。法律を学ぶことで、相手の立場に立って考えて先を見ずえて考える力を養うことができます。今後の人生にとって大きな力になります。	

<b>テーマ</b>	<b>他人の物から利益が生まれたら、その利益は誰のもの？</b>	<b>講師 宮田 浩史</b>
<b>内容</b>	法律の知識は、財産の増減に影響してきます。投資などをする場合はもちろんですが、普段の生活の中でも、十分にありえます。例えば、自分の土地だと思っていたイチゴ畑からイチゴを収穫し販売したが、実は他人の土地だったという場合、イチゴを販売したお金は返すのでしょうか？一緒に考えてみましょう。	

<b>テーマ</b>	<b>専門家の責任を考えてみよう～医師の責任を中心に～</b>	<b>講師 宮田 浩史</b>
<b>内容</b>	あるテレビ番組で、「私、失敗しないので。」という決まり文句を言う医者が活躍するドラマがありました。しかし、現実のニュースでは、医療ミスについての報道がよくあります。では、医者は、失敗したときにどこまでの責任を負うと考えるべきでしょうか？いろいろな立場に立って、考えてみましょう。	

<b>テーマ</b>	<b>「大人」とは何か、民法の点から考えてみよう！</b>	<b>講師 宮田 浩史</b>
<b>内容</b>	18歳選挙権が実現し、さらに、2022年4月からは、民法上の「成年」の年齢も18歳ということになりました。「成年」に至らない「未成年」のみなさんは、ある意味、経済的には保護されています。それが18歳までしか保護されないことになるのでしょうか？高校生のうちから、経済的に自立しないといけなくなるのでしょうか？少年法への影響も考えられます。様々な点から、一緒に考えてみましょう。	

<b>テーマ</b>	<b>約 40 年ぶりに変わる「相続法」</b>	<b>講師 矢鋪 渉</b>
<b>内容</b>	<p>相続の何が、どう変わるか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者の相続権の強化</li> <li>2. 自筆証書遺言にパソコン利用</li> <li>3. 法務局で自筆証書遺言の保管</li> <li>4. 介護や看病に携わった親族への配慮措置</li> <li>5. 遺留分制度の改正など</li> </ol>	

<b>テーマ</b>	<b>成年後見制度の活用を再検討しませんか</b>	<b>講師 矢鋪 渉</b>
<b>内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成年後見制度を要約すると</li> <li>2. 将来、だれに、どんなことをしてほしいですか。</li> <li>3. それをだれが、チェックしますか。</li> <li>4. 支援内容を修正したいとき、どなたに依頼しますか。</li> <li>5. あなたは、どこで、どのように一生を終えたいですか。</li> <li>6. 残された財産の分配方法を考えてみませんか。</li> </ol>	

<b>テーマ</b>	<b>法学部で学習すること</b>	<b>講師 青木 誠弘</b>
<b>内容</b>	<p>法学部で何を勉強するのかイメージがわからない、という方のために、法学の内容を概略的にお話します。</p> <p>例えば、法学では法律の条文だけ知ればいいのではなく、その解釈についても学習する必要があること、法律の意味を理解するには過去の裁判例についても学習する必要があり、その中で実際に起こった事件についても学ぶこと、六法全書の「六法」とは何のことで、それぞれがどのようなことを規定した法律なのかということ等です。</p> <p>法律の条文をお見せしたり現実の裁判例をご紹介しますので、そこから法学のイメージを持っていただければ幸いです。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>裁判所もお手上げの事件？司法権の限界</b>	<b>講師 青木 誠弘</b>
<b>内容</b>	<p>人と人との間でトラブルが起こったとき、最後に頼りになるのが裁判所です。当事者同士ではどうにも決着がつかない問題に、法を適用して最終的な判断を下してくれます。</p> <p>しかし、世の中には、さすがの裁判所にも裁くことができない紛争が起こることもあります。</p> <p>では、今までに、どのような事件が「お手上げ」と判断されたのか。様々な事例を紹介します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>法学の立場から見た社会契約説</b>	<b>講師 青木 誠弘</b>
<b>内容</b>	<p>中学生、高校生のみなさんならば、歴史の授業でフランス革命について勉強したことがあると思います。そして、その中で、社会契約説や絶対王政といった用語も登場したことでしょ。</p> <p>これらの用語、実は、法学では非常に重要な意味を持っています。</p> <p>歴史の教科書に載っている事実が現代の社会にどのように影響しているのか、また、中学や高校で学んだことが大学での学習にどのようにつながるのか、この授業を通じて見ていきましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>パワーハラスメントについて知ろう。</b>	<b>講師 青木 誠弘</b>
<b>内容</b>	<p>パワーハラスメントという言葉が聞かれて久しくなりました。今日では政府も対策に乗り出しており、公官庁のホームページでも啓発が行われています。しかし、パワハラについて正確に理解している人は意外に少なく、不快に感じたらパワハラが成立する、パワハラだと訴えれば勝てる、と思っている人もいます。そこで、他の「〇〇ハラスメント」という言葉を整理するとともに、パワハラとはどのようなものなのかを見ていきます。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>六法って何？(法学入門)</b>	<b>講師 明石 真昭</b>
<b>内容</b>	<p>「六法」を読んだことがありますか？「六法」には何が書かれているのでしょうか？ひょっとして日本の法律すべてが「六法全書」に書いてあるとか？「六法」を素材として、我が国の法制度の全体像を説明し、法学部で学ぶ意味、法学部で学ぶことが将来どのように役に立つか、について説明します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>高齢者の事故。責任は誰にある？</b>	<b>講師 明石 真昭</b>
<b>内容</b>	<p>近時、高齢者が加害者となる事件・事故が多く発生しています。この場合、高齢者はどのような責任を負うのでしょうか？また、判断能力が十分でないことを知りながら何もしなかった家族等に責任はないのでしょうか？前提となる基礎的な法律知識を学んだ上で、実際に起こった事件を素材として、一緒に考えてみましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>子ども同士のけんかで大けが。責任を負うのは誰？(未成年者と不法行為)</b>	<b>講師 明石 真昭</b>
<b>内容</b>	<p>子どもがけんかして相手にけがを負わせてしまいました。けがを負わせた子どもも悪いけど、「けんか両成敗」とも言えます。また、親のしつけも影響するかもしれないし、はやし立てた周りの子どもも問題があるのでは…。前提となる基礎的な法律知識を学んだ上で、実際に起こった事件を素材として、誰が責任を負うべきなのか一緒に考えてみましょう。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>アメリカにおける人種差別の歴史と憲法</b>	<b>講師 井上 一洋</b>
<b>内容</b>	<p>アメリカにおいて、差別されてきた人種的マイノリティの人々が、どのようにして憲法上の権利を獲得していったのかということ、さらに、過去の人種差別の弊害を是正するためにアメリカで行われているアファーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)についてお話しします。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>司法審査制について</b>	<b>講師 井上 一洋</b>
<b>内容</b>	<p>裁判所には、憲法 81 条により「法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」である司法審査権が認められています。そこで、裁判所による司法審査権の行使について、具体的事例をあげながら概略的に解説します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>民事裁判は、なぜ必要か？</b>	<b>講師 村田 治彦</b>
<b>内容</b>	<p>マスコミ報道等では刑事裁判がクローズアップされますが、人と人または会社の間で財産をめぐる争いになれば、民事裁判が必要となります。</p> <p>民法という法律があるのに、なぜ民事裁判は必要なのでしょう？</p> <p>民事裁判のお話を分かりやすくお伝えしたいと思います。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>宮崎における市民後見制度について</b>	<b>講師 村田 治彦</b>
<b>内容</b>	<p>宮崎県は高齢者の多い県の1つですが、年をとると、認知症になり、判断能力に問題が出てきます。そうすると、法が予定する取引等ができないとされ、彼らを支える後見制度が不可欠になってきます。従来は、親族や専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士など)が担ってきました。</p> <p>ところが、最近では、市民が高齢者を支える市民後見制度が生まれていますが、権利擁護センターみやざきの運営委員の経験から、宮崎における市民後見人の実情をお話します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>リーガル・マイスター養成塾について</b>	<b>講師 村田 治彦</b>
<b>内容</b>	<p>産経大に入学して、法律を身に付け、実務家になりたいという人を支援するリーガル・マイスター養成塾があります。</p> <p>その塾生のうち、弁護士や司法書士など、法律実務家として活躍しています。</p> <p>塾長の経験から、リーガル・マイスター養成塾で取り組んでいることを紹介し、それを踏まえて、どうすれば、法律実務家になることができるのか、すなわち、大学で、法律を学ぶとは、どうすればよいのか、何を学ぶべきなのか、を分かりやすくお話ししたいと思います。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>ワーク・ルール入門</b>	<b>講師 古賀 修平</b>
<b>内容</b>	<p>近年、「ブラック企業」や「過労死」など労働問題に関する言葉を聞く機会が増えました。その一方で、実態としては、多くの若者が労働法について知る機会がないまま働き始めています。この授業では、簡単な事例問題をとおして、労働法の役割や雇用関係における基本的なルールについてお伝えし、法学部における学習のイメージを掴む機会を提供します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>社会保障について知る・考える</b>	<b>講師 古賀 修平</b>
<b>内容</b>	<p>多くの高校生にとって、「生活保護」や「年金」など社会保障に関する言葉は授業やニュース等で耳にしたことがあると思います。その一方で社会保障そのものについて考える機会というのはあまりないように思います。この授業では、事例や最近のニュースを取り上げながら、社会保障の基本的な役割や考え方、社会保障の領域(高校生の現在あるいは将来どのような場面で関係するものなのか)についてお伝えします。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>株式会社の基本－日産元会長・ゴーン氏の事件を題材に</b>	<b>講師 濱村 実子</b>
<b>内容</b>	<p>株式会社という会社形態の基本的な構造を理解したうえで、ゴーン氏はこういった立場で、何をしていたことが、誰の利益に反するものだったと追及されているのか、会社法の観点から解説します。</p>	

<b>テーマ</b>	<b>会社法とは何か</b>	<b>講師 濱村 実子</b>
<b>内容</b>	<p>「会社法」は、主として、株式会社を取り巻く利害関係者(ステークホルダー)間で生じる利害対立を調整する役割を担う法律です。会社の設立から経営を拡大するに至るまで、例えばどのような利害対立が生じて、会社法はこういった解決方法(利害調整方法)を用意しているのか、具体例を通して解説します。</p>	